

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
**日本コロムビア株式会社**  
代表取締役社長 吉 田 眞 市

## 第166期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第166期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年6月22日（木曜日）午後6時15分までに、次頁のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ東京 別館2階 オーチャードルーム
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第166期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第166期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 当社と株式会社フェイスとの株式交換契約承認の件  
第2号議案 取締役6名選任の件

## 議決権行使の方法

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するよう折り返しご返送いただきたくお願い申し上げます。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続の際には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（27頁）を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

書面とインターネットにより、議決権を二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- 
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第166期報告書」に記載のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://columbia.jp/company/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。会計監査人および監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
  - ◎株主総会参考書類のうち、株式会社フェイスの定款の定めおよび同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://columbia.jp/company/>) に掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載しておりません。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<http://columbia.jp/company/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 当社と株式会社フェイスとの株式交換契約承認の件

当社および株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）は、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会において、フェイスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

本株式交換は、両社の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。

なお、本議案をご承認いただきますと、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、本株式交換の効力発生日（平成29年8月1日（予定））に先立つ平成29年7月27日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において上場廃止（最終売買日は平成29年7月26日）となる予定です。

### 1. 本株式交換を行う理由

フェイスは、平成4年に設立され、日本で初めて音楽データ（MIDI）の商業配信事業を開始し、携帯電話用音楽フォーマットを利用した着信メロディ配信サービスを多くの携帯電話メーカーに搭載する等、世界で初めて着信メロディのビジネスモデルを確立し、創業時より、あらゆるデバイスに「音」を中心とするコンテンツを配信する仕組み創りを行ってまいりました。

一方、当社は、明治43年10月1日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LPレコード発売、CDを世界に先駆け販売、業界初の着信うたフルサイトを携帯3キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有する楽曲数は16万曲以上におよび、そのブランドは広く日本に知れわたっています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及ぶ楽曲と当社保有のカタログ原盤からの許諾料収入は、グループの大きな収益基盤となっています。さらに、ゲーム開発分野においても事業を展開しているほか、既存コンテンツを二次利用し通販業者等にカスタマイズした商品を提供する特販／通販事業部門を有し、既存アーティストと新人アーティストのヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、自社アーティストの発掘・

育成・マネジメントを行っており、また、グッズ、ライブおよびコンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

フェイスおよび当社は、平成22年1月の戦略的パートナーシップの構築以降、平成26年3月のフェイスによる当社の連結子会社化を通じて、その関係を深化させ、現在、当社を含むフェイス・グループは、①「マルチコンテンツ&マルチプラットフォーム」を提唱し、様々な多機能端末、より細分化するコンテンツ等、著しく変化する市場環境に合わせて、多様なユーザーのニーズに応えるため、コンテンツ配信サービス事業の企画・開発、コンテンツフォーマット技術の開発・ライセンス提供を行う「コンテンツ事業」、②流通小売業等を主対象としたポイントサービスを提供する「ポイント事業」、および③当社により展開されている「コロムビア事業」の3つを中核として事業展開をしております。

フェイス・グループは、上記3つのセグメント事業を通じて、将来にわたるグループの成長・発展に向け、以下のとおり「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の早期具現化を主要な課題として取り組んでおります。

#### (1) コンテンツ流通の新たな仕組み創り

国内における携帯・スマートフォンの累計契約数は、平成28年12月に1億6,070万件となり、特に、スマートフォンは平成28年の出荷台数が2,942万台で2年連続の増加となり、平成24年の3,042万台に次ぐ過去2番目の出荷実績となりました。これらスマートフォンやタブレット端末の普及を背景とした情報流通手段の多様化に伴い、多くの情報が収集・構築・流通され、人々がそれらの情報を利用・共有して、人との交流を築いていくコミュニケーションプラットフォーム・ソーシャルゲーム・SNS等新たなサービスが生まれており、コンテンツサービスにおいても、ユーザーニーズに即した様々なサービスやコンテンツ流通の新たな仕組み創りが求められています。フェイス・グループは、ユーザーの「いつでもどこでも」というニーズに応えるべく次世代のコンテンツ流通を新たに創り出すことを目標としております。

#### (2) 新・360°戦略

日本は世界第2位の音楽市場といわれていますが、平成27年の音楽ソフト生産金額と有料音楽配信売上金額の合計は3,015億円と前年と比べ1%上回ったものの、ピークであった平成10年の6,075億円と比較すると50%の水準にまで減少しています。また、急激に増加していた配信売上も平成22年以降は前年を下回る状況となっていました。平成27年にはサブスクリプションサービスの伸長（前年比158%）の後押しにより増加する等市場構造は大きく変化しています。これに対して音楽ライブ市場の規模は、平成27

年には過去最高の3,186億円に拡大しており、付随する出演料・マーチャンダイジング料をはじめ、特に日本ではカラオケ事業や有線放送事業等、音楽に関わるアーティスト関連のビジネスの重要性が大きなものとなっています。フェイス・グループでは、早い段階からそうしたビジネスモデルにシフトしていくであろうという先見の下「新・360°戦略」を掲げ、グループ各社でアーティストとファン・ユーザーをつなぐ様々な機能を企画・開発し、新たな仕組みを提供するビジネスモデル構築に注力しております。

フェイス・グループは、当社の連結子会社化後、上記のような事業構造の変化に伴い、引き続き厳しい環境下にある音楽業界において、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源およびノウハウ等を相互に提供・活用することにより両社の企業価値のより一層の向上を図ってまいりました。具体的には、フェイスおよび当社が協業しながら、①アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立、②新たな制作手法の活用、③新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完、④マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大、⑤新たな商材、販売組織の連携、⑥アジア各国等へのグローバル展開等を推進し、また、グループレベルでのオフィス・管理部門の統合、組織に囚われず事業の進捗・繁忙時期に合わせて事業要員を柔軟に配置するビジネスユニット制の採用等、生産性や経営効率の向上を通じて、企業価値向上に一定の成果を上げてまいりました。

一方、音楽業界は、100年に1度ともいえる大きな変革期を迎えております。あらゆる業界の括りを超えて様々な要素が融合され、新たな価値を生み始めており、フェイス・グループを取り巻く事業環境は、当社の連結子会社化以降も、音楽業界の動向だけでは語れない新領域に加速度的に移行してきており、音楽視聴の多様化に対応するサービス提供の必要性が一層の高まりを見せる中、音楽への興味関心の分散、アーティストへの収益分配問題の複雑化等、様々な課題に直面しております。

レコード会社が今後も継続的に日本の音楽業界の主要な役割を果たし、収益を拡大していくためには、将来を見据えて刻々と変化する市場環境を先取りして事業展開するための新たな事業手法が必要であり、それらの事業手法を活用して、ソフトパッケージの販売に留まらない新たな業態へのシフトが今後の競争力を左右するものと考えております。

かかる状況の下、フェイスおよび当社は、両社のさらなる企業価値の維持・向上を目指し、平成28年12月上旬頃より、両社間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、想定以上のスピードで変化していく事業環境の中で、資本面・事業面の一元化を進め、双方の技術・人材を効率的に活用し、ユーザーサイドとアーティスト等コンテンツ制作者サイド双方に対して新たな事業手法を導入していくために必要な投資を、機を逸することなく果敢に行うことが、これまで以上に、新たなサービス・新

市場の創出を行うことに繋がり、ひいてはフェイスと当社の企業価値のさらなる向上に資するとフェイスは判断し、当社に対して、平成29年2月上旬頃に本株式交換の申し入れを行いました。

当社としても、戦略的パートナーシップの構築および連結子会社化以降、企業価値向上に一定の成果が出ているものの、今後の事業環境の激変に鑑み、企業価値を維持・向上させるためには、これまで以上に加速的に上記の施策を推進していくことが重要と判断し、フェイスとの間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、当社とフェイスの資本関係をより強固なものとする中で、組織運営の柔軟性を確保し、事業戦略の一元化と意思決定のスピードアップ、ノウハウ・人材等のリソースの効率的な活用を可能とすることが、上記①～⑥の施策に加え、(i) アーティストビジネスの最大化および(ii) 知的財産権(IP)のマルチユース活性化と保持拡大の実現に不可欠であると判断いたしました。

こうした認識の下、両社は度重なる協議を行い、音楽業界、その将来性および両社のポジショニング等についての認識も共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、当社においても、独自に上場廃止によるメリットやリスク、ステークホルダーに与える影響等について検討を進めてまいりました。

その結果、フェイスが当社を完全子会社化することにより、前述のとおり、フェイス・グループにおける音楽業界の変革期に対応する創造力を一層強化でき、当社の企業価値向上に資するものであるのみならず、フェイス・グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えを共有するに至りました。また、完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上を当社株主の皆様にも享受いただくためには、フェイスを株式交換完全親会社とし当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、当社の少数株主の皆様にも本株式交換後も引き続きフェイス・グループの株主となっていくことが最適な選択であるという考えで両社の見解が一致したことから、本株式交換を行うことを決定いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

### 株式交換契約書(写)

株式会社フェイス(以下、「甲」という。)及び日本コロムビア株式会社(以下、「乙」という。)は、平成29年3月28日(以下、「本契約締結日」という。)、以下のとおり株式交換契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）  
商号：株式会社フェイス  
住所：京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル
- (2) 乙（株式交換完全子会社）  
商号：日本コロムビア株式会社  
住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.59株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、平成29年8月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、平成29年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下、「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. 乙は、平成29年6月23日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲定時株主総会及び乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。

#### 第8条（剰余金の配当等）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 甲は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時において保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

#### 第10条（新株予約権の処理）

乙は、乙定時株主総会において本契約の承認が得られた場合、本効力発生日の前日までに、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）について、本新株予約権を保有する新株予約権者をして、その保有する本新株予約権を全て放棄させるものとする。

#### 第11条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な影響を及ぼす事態が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに甲定時株主総会若しくは乙定時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)本効力発生日の前日までに法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

#### 第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月28日

甲 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1  
井門明治安田生命ビル  
株式会社フェイス  
代表取締役社長 平澤 創 (印)

乙 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
日本コロムビア株式会社  
代表取締役社長 吉田 眞市 (印)

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	フェイス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	フェイスの普通株式：3,900,834株 (予定)	

(注1) 本株式交換に係る割当比率 (以下「本株式交換比率」といいます。)

当社株式1株に対して、フェイスの普通株式 (以下「フェイス株式」といいます。) 0.59株を割当て交付いたします。ただし、フェイスが保有する当社株式 (平成29年3月28日現在6,875,916株) については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

フェイスは、本株式交換に際して、本株式交換によりフェイスが当社株式 (ただし、フェイスが保有する当社株式を除きます。) の全てを取得する直前時 (以下「基準時」といいます。) における当社株主の皆様 (ただし、フェイスを除きます。) に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に0.59を乗じて得た数のフェイス株式を交付いたします。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、当社が保有する自己株式および基準時の直前時まで当社が保有することとなる自己株式 (本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式

の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。

また、フェイスが交付する株式は、新たに発行する普通株式およびフェイスが保有する自己株式にて充当する予定です。なお、フェイスの交付する株式数は、当社の自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、フェイスの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社株主の皆様については、フェイスの定款および株式取扱規則の定めるところにより、フェイス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

フェイスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をフェイスから買い増すことができる制度です。

②単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

フェイスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取るとをフェイスに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、フェイス株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、フェイスが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠および理由

フェイスおよび当社は、本株式交換に用いられる上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、フェイスは野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、当社は株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

フェイスにおいては、下記3.(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、フェイス株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行

うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、下記3. (3) ①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから取得した株式交換比率に関する算定書およびリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言、ならびに、下記3. (3) ②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、支配株主であるフェイスとの間で利害関係を有しない第三者委員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、フェイスおよび当社は、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、フェイスおよび当社の財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、フェイスおよび当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## (ii) 算定に関する事項

### ア. 算定機関の名称および上場会社との関係

フェイスの第三者算定機関である野村證券および当社の第三者算定機関であるプルータスはいずれも、フェイスおよび当社から独立した算定機関であり、フェイスおよび当社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### イ. 算定の概要

野村證券は、フェイスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成29年3月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるフェイス株式の平成28年9月26日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年12月26日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成29年2月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年3月17日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値および基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状

況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成29年3月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成28年9月26日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年12月26日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成29年2月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年3月17日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値および基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用し算定を行いました。

フェイス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.50~0.52
DCF法	0.48~0.63

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成29年3月24日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、フェイスおよび当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。具体的には、平成30年3月期において、当社における平成29年3月期にアニメ関連の大型映像作品および新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、フェイスの営業利益において約49.6%、当社の営業利益において約60.5%の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成31年3月期には、フェイスにおいて、

コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約44.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成34年3月期には、当社において、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約34.7%の大幅な増益となることを見込んでおります。

一方、プルータスは、フェイス株式および当社株式について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社と比較可能な類似上場会社が複数存在し、それらの比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法では、両社について、平成29年3月27日を算定基準日として、算定基準日を含む直近1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月ならびに当社により「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成28年11月7日の翌営業日である平成28年11月8日から算定基準日までの各期間につき、東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、フェイスと類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社エムティーアイおよびオリコン株式会社を選定し、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社および株式会社アミューズを選定した上で、事業価値に対するEBITおよびEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、フェイスについては、フェイスが作成した平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローおよび平成35年3月期以降の継続価値を、5.219%から5.923%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法およびマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として0%を用い、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして5.24倍を用いております。

当社については、当社が作成した平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローおよび平成35年3月期以降の継続価値を、5.634%から6.358%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法およびマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として0%を用い、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.51倍を用いております。

なお、DCF法の採用に当たり前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、平成30年3月期において、

当社における平成29年3月期にアニメ関連の大型映像作品および新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、フェイスの営業利益において約49.6%、当社の営業利益において約60.5%の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成31年3月期には、フェイスにおいて、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約44.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成34年3月期には、当社において、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約34.7%の大幅な増益となることを見込んでおります。

各評価手法によるフェイス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.504 ~ 0.530
類似会社比較法	0.456 ~ 0.804
DCF法	0.347 ~ 0.614

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、フェイスおよび当社から提供を受けた資料および情報ならびに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がプルータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料および情報を原則としてそのまま採用し、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。算定において参照した財務予測は、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、算定結果は算定書提出日までの情報と経済情勢を反映したものであります。

## (2) 交換対価としてフェイスの普通株式を選択した理由

フェイスおよび当社は、当社株式に係る本株式交換の交換対価として、フェイス株式を選択いたしました。

当社は、フェイス株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、引き続き流動

性を有するため取引機会が確保されること、および、当社株主の皆様がフェイス株式を交換対価として受け取る場合には、本株式交換による当社の完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上の効果を享受することが可能であること等を考慮して、フェイス株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

### (3) 親会社であるフェイス以外の当社株主の利益を害さないように留意した事項

#### ① 公正性を担保するための措置

フェイスおよび当社は、フェイスが、既に当社株式6,875,916株（平成28年12月31日現在の発行済株式総数13,512,870株に占める割合にして50.88%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、当社がフェイスの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### (i) 独立した第三者算定機関からの算定書

フェイスは野村證券を、当社はプルータスを、第三者算定機関に選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記3. (1) ② (ii) 「算定に関する事項」をご参照ください。なお、フェイスおよび当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### (ii) 独立した法律事務所からの助言

フェイスは、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、フェイスおよび当社から独立しており、フェイスおよび当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、岩田合同法律事務所は、フェイスおよび当社から独立しており、フェイスおよび当社との間に重要な利害関係を有しません。

#### ② 利益相反を回避するための措置

フェイスが、既に当社株式6,875,916株（平成28年12月31日現在の発行済株式総

数13,512,870株に占める割合にして50.88%)を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における、独立した第三者委員会からの答申書の取得

当社は、平成29年2月21日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主であるフェイスおよび当社との間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である浅妻敬氏（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）、砂川伸幸氏（京都大学経営管理大学院教授）および中原健夫氏（弁護士法人ほくと総合法律事務所代表弁護士）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対して、(ア) 本株式交換の目的が正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が当社の企業価値の向上に資するか、(イ) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）がフェイスおよび当社の企業価値の適正な評価に基づく公正なものであるか、(ウ) 当社の少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで本株式交換の手続が進められているか、(エ) 上記(ア)乃至(ウ)を総合的に検討した上で、当社が本株式交換に応じることが、当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成29年2月21日から平成29年3月27日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、これらの検討に当たり、当社から、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、本株式交換の諸条件、当社の本株式交換に対する考え方、当社における検討・意思決定のプロセス、フェイスとの間の交渉の方針・進捗状況、当社の少数株主の状況、当社の事業計画等に関する説明を受けており、また、プルータスから本株式交換比率の評価に関する説明を受けているほか、フェイスに対するインタビューを実施し、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、フェイスの事業計画等について説明を受けております。さらに、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置および本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、上記(ア)に関しては、本株式交換は、当社が事業環境の変化を踏まえて従来のパッケージ型ビジネスに依存しない新たなビジネスモデルに迅速に転換

することに資するものと考えられること等から、本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が当社の企業価値の向上に資するものと考えられる旨、上記（イ）に関しては、当社の各アドバイザーが実施したフェイスに対するデュー・ディリジェンスおよび独立した第三者算定機関からの算定書の取得について、それらの手続・方法に公平性を欠くと認められる点は見当たらず、かつ、それらの結果に不合理であると認められる点は見当たらなかったこと、本株式交換における株式交換比率の水準は、当社の株式価値に一般的なプレミアムを加算した妥当なものであるといえること、および、株式交換比率以外の取引条件も、同種・同規模の取引の条件と比較して一般的なものであること等から、本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）はフェイスおよび当社の企業価値の適正な評価に基づく公正なものであると考えられる旨、上記（ウ）に関しては、本株式交換に関する当社の意思決定過程において、恣意性が排除される仕組みが採用されているなど、本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の交渉等に当たり、その公正性を確保するための客観的状況が確保されていること、当社株主が本株式交換に関する判断を行うに当たり、適切な情報が提供される予定であると認められること等から、本株式交換の手続は、当社の少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで進められていると認められる旨、ならびに、上記（エ）に関しては、上記（ア）乃至（ウ）において検討した事情等を総合的に考慮した結果、当社が本株式交換に応じることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を、平成29年3月27日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 利害関係を有する取締役および監査役を除く取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、取締役会長である平澤創氏はフェイスの代表取締役を、代表取締役社長である吉田眞市氏はフェイスのフェイス・グループ参与を、取締役である佐伯次郎氏はフェイスの取締役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、当社の取締役会における本株式交換に係る審議および決議に参加しておらず、また、当社の立場でフェイスとの本株式交換の協議および交渉に参加しておりません。さらに、当社の監査役のうち菅谷貴子氏は、フェイスの監査役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、当社の取締役会における本株式交換に係る審議に参加しておらず、また、当該取締役会における本株式交換に関する決議に対して意見を述べることを差し控えております。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役5名のうち、上記平澤創氏、吉田眞市氏および佐伯次郎氏を除く2名の全員一致により承認可決

されており、かつ、当社の監査役4名のうち、上記菅谷貴子氏を除く3名は、全員一致により、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(4) フェイスの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するフェイスの資本金、資本準備金および利益準備金の額は、次のとおりであります。

資本金の額	0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従ってフェイスが別途定める額
利益準備金の額	0円

上記の資本金および準備金の額は、フェイスの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) フェイスの定款の定め

フェイスの定款は、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://columbia.jp/company/>) に掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

フェイス株式は東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

フェイス株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換の公表日（平成29年3月28日）の前営業日（平成29年3月27日）までの1か月間の東京証券取引所におけるフェイス株式の終値平均値は1,322円です。

なお、フェイス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) フェイスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容  
フェイスはいずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式交換により、フェイスの完全子会社となる当社の発行する全ての新株予約権については、本株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。

なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) フェイスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

フェイスの最終事業年度（平成29年度3月期）に係る計算書類等の内容については、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://columbia.jp/company/>) に掲載しております。

(2) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

全取締役5名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ひらさわ はじめ 平澤 創 (昭和42年3月26日)	<p>平成2年4月 任天堂株式会社入社 平成4年10月 株式会社フェイス創業 代表取締役社長(現任) 平成15年3月 株式会社八創代表取締役(現任) 平成16年8月 株式会社パソナ取締役 平成19年12月 株式会社パソナグループ取締役(現任) 平成22年4月 当社取締役 当社取締役会会長 平成22年6月 当社取締役会長(現任) 平成26年9月 株式会社GENESIS代表取締役(現任) 平成26年10月 BIC株式会社取締役(現任) 平成29年3月 株式会社ドリーミュージック取締役会長(現任) 平成29年4月 株式会社エンターメディア取締役会長(現任) 平成29年5月 株式会社ワクワクワークス取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社フェイス代表取締役社長 株式会社八創代表取締役 株式会社パソナグループ取締役 株式会社GENESIS代表取締役 BIC株式会社取締役 株式会社ドリーミュージック取締役会長 株式会社エンターメディア取締役会長 株式会社ワクワクワークス取締役会長</p>	4,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;">よしだ しんいち 吉田 眞市 (昭和43年3月10日)</p>	<p>平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社  平成15年1月 株式会社プロッコリー入社  平成15年5月 同社取締役  平成16年5月 同社常務取締役  平成17年5月 同社代表取締役社長  平成19年6月 株式会社磐梯インベストメンツディレクター  平成21年1月 株式会社フェイス上席執行役員  平成21年2月 ギガネットワークス株式会社(現株式会社フェイス・ワンダワークス) 取締役  平成21年4月 同社代表取締役社長  平成22年4月 当社取締役  平成22年5月 グッディポイント株式会社取締役  平成22年6月 株式会社ウェブマネー代表取締役社長  平成25年6月 当社取締役  株式会社フェイス フェイス・グループ参与 (現任)  平成26年1月 当社代表取締役副社長兼人事本部長兼経営戦略室長兼ゲーム事業担当  コロムビア・マーケティング株式会社代表取締役社長  コロムビアソングス株式会社代表取締役副社長  平成26年10月 当社経営戦略室担当  平成27年4月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  株式会社フェイス フェイス・グループ参与</p>	2,750株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	すずき ちかよ 鈴木 千佳代 (現姓：寺井 <sup>てらい</sup> ) (昭和43年3月16日)	平成3年4月 大和証券株式会社入社 平成10年9月 プライスウォーターハウスコーポレーション・コンサル タント株式会社入社 平成13年1月 株式会社リップルウッド・ジャパン入社 平成15年12月 当社入社 平成18年6月 当社経営企画部事業開発室室長 平成22年9月 当社経営企画部経営管理・IRグループ担当部 長 平成23年4月 当社財務本部副本部長 平成26年1月 当社財務・管理本部副本部長 平成27年4月 当社執行役員 当社財務・管理本部長(現任) 株式会社シーソーデザイン代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 当社最高財務責任者(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社シーソーデザイン代表取締役社長	3,100株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位(担当)および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	さえき じろう 佐伯次郎 (昭和34年6月2日)	昭和58年4月 株式会社熊谷組入社 平成14年6月 当社入社 平成14年10月 当社財務経理本部長 平成15年6月 当社執行役 平成16年6月 当社常務執行役 平成17年6月 当社最高財務責任者 平成19年6月 当社専務執行役 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社財務本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) 株式会社フェイス取締役最高財務責任者兼管理本部長(現任) 平成25年12月 株式会社フェイスフューチャーファンド代表取締役社長(現任) 平成26年10月 株式会社オーケーライフ取締役 平成28年10月 株式会社フライングペンギンズ取締役(現任) 平成29年3月 株式会社ドリーミュージック取締役(現任) 平成29年4月 株式会社フェイス・ワンダワークス取締役(現任) 株式会社エンターメディア取締役(現任) 株式会社Faith Artists Music Entertainment取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社フェイス取締役最高財務責任者兼管理本部長 株式会社フェイスフューチャーファンド代表取締役社長 株式会社フライングペンギンズ取締役 株式会社ドリーミュージック取締役 株式会社フェイス・ワンダワークス取締役 株式会社エンターメディア取締役 株式会社Faith Artists Music Entertainment取締役	2,800株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	なんぶ やすゆき 南部 靖之 (昭和27年1月5日)	昭和51年2月 株式会社マンパワーセンター(現株式会社南部エンタープライズ)設立 同社専務取締役 平成3年4月 同社代表取締役 平成4年3月 株式会社テンポラリーサンライズ(現株式会社パソナ)代表取締役 平成8年3月 株式会社ビジネス・コープ(現株式会社ベネフィット・ワン)取締役 平成11年4月 株式会社パソナ(現株式会社南部エンタープライズ)代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ代表取締役グループ代表 平成16年8月 同社代表取締役グループ代表兼社長営業総本部長 平成19年12月 同社代表取締役 株式会社パソナグループ代表取締役グループ代表兼社長(現任) 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役会長(現任) 平成23年8月 株式会社パソナ代表取締役会長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社パソナグループ代表取締役グループ代表兼社長 株式会社パソナ代表取締役会長 株式会社ベネフィット・ワン取締役会長	1,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	あべ みよまつ 阿部 三代松 (昭和33年10月22日)	昭和56年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社営業本部営業部長 平成16年 4月 当社営業本部副本部長 平成21年 5月 当社執行役 当社セールス&マーケティング本部長 平成22年 6月 当社執行役員 平成24年10月 コロムビア・マーケティング株式会社代表 取締役社長 平成26年 1月 同社取締役 同社営業本部長 平成27年 4月 同社代表取締役社長(現任) 平成29年 3月 株式会社ドリーミュージック取締役(現任) 平成29年 4月 当社上席執行役員(現任)  (重要な兼職の状況) コロムビア・マーケティング株式会社代表取締役社長 株式会社ドリーミュージック取締役	1,100株

- (注) 1. 取締役候補者平澤 創氏は株式会社フェイス代表取締役社長、取締役候補者佐伯次郎氏は株式会社フェイス取締役最高財務責任者兼管理本部長であるところ、株式会社フェイスは、当社の親会社であり、当社の事業の部類に属する取引を行うとともに、当社との間で共同原盤契約、通販および配信事業における業務委託契約、ならびに出向および出向受入契約等を締結しております。取締役候補者南部靖之氏は株式会社パソナ代表取締役会長であるところ、株式会社パソナは、当社との間で再就職支援にかかる業務委託契約を締結しております。
- なお、他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者阿部三代松氏は、新任の取締役候補者であります。
  3. 取締役候補者南部靖之氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社社外取締役の就任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。同氏は企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくために社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏との間で、金300万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。
  4. 取締役候補者平澤 創氏は、業務執行取締役等でない取締役の候補者であります。当社は、同氏との間で、金300万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。
  5. 取締役候補者佐伯次郎氏は、業務執行取締役等でない取締役の候補者であります。当社は、同氏との間で、金300万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。
  6. 取締役候補者平澤 創氏の「略歴、地位 (担当) および重要な兼職の状況」の欄には、現在および過去5年間での当社の親会社である株式会社フェイスにおける業務執行者としての地位および担当、ならびに、現在および過去5年間での同社の子会社である株式会社ドリーミュージック、株式会社エンターメディアおよび株式会社ワクワワークスにおける業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。  
取締役候補者吉田眞市氏の「略歴、地位 (担当) および重要な兼職の状況」の欄には、過去5年間での当社の親会社である株式会社フェイスの子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社およびコロムビアソングス株式会社における業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。  
取締役候補者鈴木千佳代氏の「略歴、地位 (担当) および重要な兼職の状況」の欄には、現在および過去5年間での当社の親会社である株式会社フェイスの子会社である株式会社シーソーデザインにおける業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。  
取締役候補者佐伯次郎氏の「略歴、地位 (担当) および重要な兼職の状況」の欄には、現在および過去5年間での当社の親会社である株式会社フェイスにおける業務執行者としての地位および担当、ならびに、現在および過去5年間での同社の子会社である株式会社フェイスフューチャーファンド、株式会社オーケーライフ、株式会社フライングペンギンズ、株式会社ドリーミュージック、株式会社フェイス・ワンダワークス、株式会社エンターメディアおよび株式会社Faith Artists Music Entertainmentにおける業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。  
取締役候補者阿部三代松氏の「略歴、地位 (担当) および重要な兼職の状況」の欄には、現在および過去5年間での当社の親会社である株式会社フェイスの子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社および株式会社ドリーミュージックにおける業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) のみご利用いただけます。

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月22日（木曜日）午後6時15分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、議決権を二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使ウェブサイトにおける議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
 ホテルオークラ東京 別館2階 「オーチャードルーム」  
 電話 (03) 3582-0111



- 地下鉄の最寄り下車駅 (虎ノ門駅からは徒歩15分以内、その他はいずれも徒歩10分以内)
  - 東京メトロ 日比谷線 神谷町駅 4b 出口 ④の別館宴会入口をご利用下さい。
  - 東京メトロ 銀座線 } 溜池山王駅 13番出口 ③の別館玄関をご利用下さい。
  - 東京メトロ 南北線 } 六本木一丁目駅 改札口出口 ③の別館玄関をご利用下さい。
  - 東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅 3番出口 ③の別館玄関をご利用下さい。
- ※東京メトロ日比谷線 神谷町駅から徒歩でご来場いただくのが便利です。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。